

令和6年度 道市連携海外展開推進事業

# 欧米市場展開ワークショップ

欧米販路への展開を検討されている事業者様の参加を広く募集！

会場：札幌市内 ※参加費無料

ファシリテーター

開催日時：11月15日（金）13:00～16:00

株式会社北海道二十一世紀総合研究所



## ① 欧米市場展開 基本プログラム 13:00～14:00

※オンライン会議システム「Zoom」を使用した参加も可能で※時差の都合上、講演は録画となるため 質問は後日回答となります。



米国市場専門家

YAMACHO RMK INC CEO

長谷川 勲

講演テーマ | 北海道から米国輸出に向けた取り組み  
(予定) | (当社等輸出販路開拓手法の例)

昭和27年に函館で創業した海産物卸売販売「山丁長谷川商店」。北海道を含めた日本の海産物の魅力を海外に伝えたいという想いから、アメリカカリフォルニア州のトランスにある日系スーパー「Mitsuwa」内に「YAMACHO RMK INC.」をオープン。米国を対象とした海産品輸出や現地での店舗運営など、豊富なノウハウを有している。



欧州市場専門家

Brickny Europe Group  
Director

佐伯 春彦

講演テーマ | 欧州で輸入ニーズのある日本食材とは  
(予定) | (当社の事業展開から)

1969年、東京都生まれ。16才からビアホールやイタリアンレストランで飲食の仕事を経験。1995年、26才の時に知り合いからの勧めで、オランダで和食を展開中の外食企業へ転職。1998年、同グループが運営する「申亭」店長就任。2003年、「申亭」の営業権を譲渡されると共に「Brickny Europe」を起業。飲食店経営を通して、欧州市場への食品輸出にも積極的に関与し、法規制や現地トレンドなど豊富な知見を有している。

## ② 欧米市場展開ワークショップ 14:00～16:00

| ワークショップテーマ |

・ 売り込みたい対象国と目指す理由	・ 想定する流通チャネル、利用シーン
・ 売り込みたい商品と商品の特徴	・ PR方法について

| アドバイザー |

国分北海道株式会社  
地域共創部事業協創課課長補佐

河内 幸人

2011年に国分北海道入社。国内の食品卸営業を経験後、2017年より海外輸出業務に携わる。国分グループとして現在61ヶ国へ輸出しており、国分北海道としては北海道産品の発掘から海外への輸出提案を担い、アジア圏を中心に欧州、米国など世界へ北海道産品の輸出に尽力している。

株式会社 JTH 代表取締役 平林 和博

道産品（食品・非食品）の販売・販売促進 & 北海道観光プロモーションを融合した海外での北海道観光・物産フェアを展開。また行政事業をはじめ、輸出販売に係るマーケット調査事業（法制度調査等）からインボイス作成・バックリングリスト等輸出書類の作成はじめ現地提携商社との連携にて輸出商社機能を有し、常に輸出入における最新の情報を入手し規制等に対応した貿易実務および現地販売・調査における【専門的知識 / ノウハウ】【貿易実務能力】を有している。

問い合わせ先

株式会社 JTH 担当：平林

Tel : 011-299-5975 Fax : 011-299-5974

E-mail : hirabayashi.jth@gmail.com

## 事業参加の流れ

### 申込締切

1 次締切：申込書提出 2024 年 10 月 25 日（金）

2 次締切：必要書類提出 2024 年 10 月 31 日（木）

1. 公募サイトからのワークショップ参加申し込み  
(参加申込書をもれなく記載・入力の上提出)
2. 事業参加のための応募内容確認
3. 事業者様の個別ヒアリング
4. 事業プログラムへの参加
5. 公募サイトからの視察会・商談会参加申し込み  
(参加申込書をもれなく記載・入力の上提出)
6. 事業プログラムへの参加

事業参加にあたっての留意事項

#### 【事業参加の前提】

・事業趣旨を鑑み、企業として参加市場への積極的な取り組みを前提に参加申し込みいただくようお願い致します。

#### 【留意事項】

・以下の理由から、主催者の判断により、参加いただけない場合／申し込みたい希望に沿いかねる場合がございます。

○申込商品が、市場別の輸入禁止品目（下記）に該当する場合

○ワークショップ・商談会等、指定のプログラムに参加いただけない場合

○法制度・規制等 事業趣旨に鑑みたと、対象市場への輸出が不可／難しいと判断された場合

○参加申込書の他、「商品情報シート」等、受託者が指定した必要書類を提出いただけない場合

・商談会は、参加予定の欧州・米国バイヤー および 国内輸出事業者等の規定・要望等により、ご希望に沿いかねる場合があります。

詳しくは



## 対象商品について

1. 原則、道内で製造、加工され、既に販売されている食品で、JANコード取得済み等条件にあてはまる商品に限ります。
2. 輸出手続、輸送、現地での輸入手続き等にかかる日数や、現地での販売期間等を考慮し、賞味期限が 原則 365 日以上  
(物流状況鑑み、270 日以上の場合は事務局が検討) の商品を前提とさせていただきます。

### ■以下に該当する商品は米国輸出対象外です。

○米国の輸入禁止品目（例 肉類・肉調製品・肉エキス／着色料・保存料一部の添加物等）

○米国輸入 / 販売に際し、ライセンス取得が義務付けられている食品

（水産品等は原則米国 HACCP 取得者、乳製品等は動物検疫対応可能商品 または 輸出入者が指定する書類提出できない場合）

○特許権、意匠権、商標権などを侵害する恐れがあると判断されるもの

○FSMA の対応状況等が説明できない場合

※米国において食品を販売する場合、所定の成分表示の他、FSMA（米国食品安全強化法）や HACCP への対応が原則必要となります。未対応の商品の出品につきましては、個別に相談させていただきます。

※輸出に係る手続は、輸出入者および受託者が代行または案内いたしますので、特別な資格や手続等は不要です。

### ■以下に該当する商品は欧州輸出対象外です。

○欧州の輸入禁止品目、輸入規制のある品目（例 肉類・肉調製品・肉エキス／着色料・保存料一部の添加物等）

○ 欧州輸入 / 販売に際し、ライセンス取得が義務付けられている食品

（水産品等は原則欧州 HACCP 取得者、乳製品等は動物検疫対応可能商品 または 輸出入者が指定する書類提出できない場合）

○特許権、意匠権、商標権などを侵害する恐れがあると判断されるもの

○販売施設の制約上販売出来ないもの

○法規制の対応状況等が説明できない場合

※欧州において食品を販売する場合、所定の成分表示の他、EU・輸入国の法規制が必要となります。未対応の商品の出品につきましては、個別に相談させていただきます。

※輸出に係る手続は、輸出入者および受託者が代行または案内いたしますので、特別な資格や手続等は不要です。

バイヤー招へい視察会及び商談会を開催・参加者の募集も予定しております。